

## 議案第38号

### 職員の給与に関する条例等の一部改正について

次のとおり職員の給与に関する条例等の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成28年2月22日

鳥取県知事 平井伸治

#### 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前の規定	改正後の規定
--------	--------

改 正 後	改 正 前
<p>(給料表)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、次に掲げる<u>等級別基準職務表</u>に定める標準的な職務の内容を基準として、給料表に定める職務の級に分類する<u>ものとし、その分類については、人事委員会規則で定める。</u></p> <p>(1) <u>行政職給料表等級別基準職務表</u>（別表第7）</p> <p>(2) <u>公安職給料表等級別基準職務表</u>（別表第8）</p> <p>(3) <u>教育職給料表等級別基準職務表</u>（別表第9）</p> <p>　ア <u>教育職給料表(1)等級別基準職務表</u></p> <p>　イ <u>教育職給料表(2)等級別基準職務表</u></p> <p>(4) <u>研究職給料表等級別基準職務表</u>（別表第10）</p> <p>(5) <u>医療職給料表等級別基準職務表</u>（別表第11）</p> <p>　ア <u>医療職給料表(1)等級別基準職務表</u></p> <p>　イ <u>医療職給料表(2)等級別基準職務表</u></p> <p>　ウ <u>医療職給料表(3)等級別基準職務表</u></p> <p>(6) <u>海事職給料表等級別基準職務表</u>（別表第12）</p>	<p>(給料表)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、次に掲げる<u>級別標準職務表</u>に定める標準的な職務の内容を基準として<u>人事委員会規則の定めるところにより、給料表に定める職務の級に分類するものとする。</u></p> <p>(1) <u>行政職給料表級別標準職務表</u>（別表第7）</p> <p>(2) <u>公安職給料表級別標準職務表</u>（別表第8）</p> <p>(3) <u>教育職給料表級別標準職務表</u>（別表第9）</p> <p>　ア <u>教育職給料表(1)級別標準職務表</u></p> <p>　イ <u>教育職給料表(2)級別標準職務表</u></p> <p>(4) <u>研究職給料表級別標準職務表</u>（別表第10）</p> <p>(5) <u>医療職給料表級別標準職務表</u>（別表第11）</p> <p>　ア <u>医療職給料表(1)級別標準職務表</u></p> <p>　イ <u>医療職給料表(2)級別標準職務表</u></p> <p>　ウ <u>医療職給料表(3)級別標準職務表</u></p> <p>(6) <u>海事職給料表級別標準職務表</u>（別表第12）</p>

別表第7 行政職給料表等級別基準職務表 (第3条関係)

略

別表第8 公安職給料表等級別基準職務表 (第3条関係)

略

別表第9 教育職給料表等級別基準職務表 (第3条関係)

ア 教育職給料表(1)等級別基準職務表

略

イ 教育職給料表(2)等級別基準職務表

略

別表第10 研究職給料表等級別基準職務表 (第3条関係)

略

別表第7 行政職給料表級別標準職務表 (第3条関係)

略

別表第8 公安職給料表級別標準職務表 (第3条関係)

略

別表第9 教育職給料表級別標準職務表 (第3条関係)

ア 教育職給料表(1)級別標準職務表

略

イ 教育職給料表(2)級別標準職務表

略

別表第10 研究職給料表級別標準職務表 (第3条関係)

略

別表第11 医療職給料表等級別基準職務表（第3条関係）

ア 医療職給料表(1)等級別基準職務表

略

イ 医療職給料表(2)等級別基準職務表

略

ウ 医療職給料表(3)等級別基準職務表

略

別表第12 海事職給料表等級別基準職務表（第3条関係）

略

別表第11 医療職給料表級別標準職務表（第3条関係）

ア 医療職給料表(1)級別標準職務表

略

イ 医療職給料表(2)級別標準職務表

略

ウ 医療職給料表(3)級別標準職務表

略

別表第12 海事職給料表級別標準職務表（第3条関係）

略

(任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第2条 任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年鳥取県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																
<p>(給与に関する特例)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員の号給は、その職務に応じ、次の等級別基準職務表に定める標準的な職務の内容を基準として、任命権者が決定する。</p> <p>(1) 第1号任期付研究員</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th><th>標準的な職務</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td><td>主任研究員の職務</td></tr> <tr> <td>2</td><td>困難な研究を行う主任研究員の職務</td></tr> <tr> <td>3</td><td>特に困難な研究を行う主任研究員の職務</td></tr> <tr> <td>4</td><td>特に困難で重要な研究を行う主任研究員の職務</td></tr> <tr> <td>5</td><td>統括研究員の職務</td></tr> <tr> <td>6</td><td>重要な研究を行う統括研究員の職務</td></tr> </tbody> </table> <p>(2) 第2号任期付研究員</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th><th>標準的な職務</th></tr> </thead> </table>	号給	標準的な職務	1	主任研究員の職務	2	困難な研究を行う主任研究員の職務	3	特に困難な研究を行う主任研究員の職務	4	特に困難で重要な研究を行う主任研究員の職務	5	統括研究員の職務	6	重要な研究を行う統括研究員の職務	号給	標準的な職務	<p>(給与に関する特例)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 任命権者は、第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員の号給を、その者が従事する研究業務に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定する。</p>
号給	標準的な職務																
1	主任研究員の職務																
2	困難な研究を行う主任研究員の職務																
3	特に困難な研究を行う主任研究員の職務																
4	特に困難で重要な研究を行う主任研究員の職務																
5	統括研究員の職務																
6	重要な研究を行う統括研究員の職務																
号給	標準的な職務																

	<table border="1"><tr><td>1</td><td>専門的な知識経験を必要とする研究を行う研究員の職務</td></tr><tr><td>2</td><td>高度の専門的な知識経験を必要とする研究を行う研究員の職務</td></tr><tr><td>3</td><td>特に高度の専門的な知識経験を必要とする困難な研究を行う研究員の職務</td></tr></table>	1	専門的な知識経験を必要とする研究を行う研究員の職務	2	高度の専門的な知識経験を必要とする研究を行う研究員の職務	3	特に高度の専門的な知識経験を必要とする困難な研究を行う研究員の職務
1	専門的な知識経験を必要とする研究を行う研究員の職務						
2	高度の専門的な知識経験を必要とする研究を行う研究員の職務						
3	特に高度の専門的な知識経験を必要とする困難な研究を行う研究員の職務						
4～7 略  (第1号任期付研究員の裁量による勤務) 第8条 略 2～4 略 5 勤務時間条例第3条第2項から第4項まで、第4条、第5条、第7条、第8条、第10条の2、第12条及び第17条（同条第1項第2号の海外随伴休暇に係る部分に限る。）の規定は、第1項の第1号任期付研究員には、適用しない。	4～7 略  (第1号任期付研究員の裁量による勤務) 第8条 略 2～4 略 5 勤務時間条例第3条第2項、第4条、第5条、第7条、第8条、第10条の2、第12条及び第17条（同条第1項第2号の海外随伴休暇に係る部分に限る。）の規定は、第1項の第1号任期付研究員には、適用しない。						

(任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 任期付職員の採用等に関する条例（平成14年鳥取県条例第67号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正	後	改 正	前																
(給与に関する特例)			(給与に関する特例)																
第7条 略			第7条 略																
2 特定任期付職員の号給は、 <u>その職務に応じ、次の等級別基準</u> <u>職務表に定める標準的な職務の内容を基準として、任命権者が</u> 決定する。			2 任命権者は、 <u>特定任期付職員の号給を、特定任期付職員が從</u> <u>事する業務に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定す</u> る。																
<table border="1"><thead><tr><th>号給</th><th>標準的な職務</th></tr></thead><tbody><tr><td>1</td><td>1 困難な業務を行う係長の職務 2 課長補佐の職務</td></tr><tr><td>2</td><td>困難な業務を行う課長補佐の職務</td></tr><tr><td>3</td><td>参事の職務</td></tr><tr><td>4</td><td>困難な業務を行う参事の職務</td></tr><tr><td>5</td><td>参事監の職務</td></tr><tr><td>6</td><td>1 困難な業務を行う参事監の職務 2 理事監の職務</td></tr><tr><td>7</td><td>困難な業務を行う理事監の職務</td></tr></tbody></table>			号給	標準的な職務	1	1 困難な業務を行う係長の職務 2 課長補佐の職務	2	困難な業務を行う課長補佐の職務	3	参事の職務	4	困難な業務を行う参事の職務	5	参事監の職務	6	1 困難な業務を行う参事監の職務 2 理事監の職務	7	困難な業務を行う理事監の職務	
号給	標準的な職務																		
1	1 困難な業務を行う係長の職務 2 課長補佐の職務																		
2	困難な業務を行う課長補佐の職務																		
3	参事の職務																		
4	困難な業務を行う参事の職務																		
5	参事監の職務																		
6	1 困難な業務を行う参事監の職務 2 理事監の職務																		
7	困難な業務を行う理事監の職務																		

3～6 略

3～6 略

#### 附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。